

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定振替機関

社債等の振替に関する法律第一條第二項に規定する振替機関

(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされるものを含む。) のうち、同法第十三条の規定に基づき国債を取り扱うことについて國から同意を得た者をいう。

二 特定口座管理機関

社債等の振替に関する法律第二條第四項に規定する口座管理機関 (次号において「口座管理機関」という。) のうち、特定振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

三 省略

四 適格外国仲介業者

外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第一百六十二条に規定する条約 (租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。) の我が国以外の締約国 (次号において「条約相手国」という。) に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより第一項第一号に規定する税務署長の承認を受けた者をいう。

五～八 省略

6～8 省略

9 非課税適用申告書を提出する者は、その提出の際、当該非課税適用申告書を提出する特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長にその者の外国人登録証明書、法人の登記簿の抄本その他他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている氏名又は名称及び住所 (第二項の規定の適用がある場合にあつては、氏名又は名称及び住所並びに適格外国証券又は名称及び住所並びに適格外国証券投資信託の名称) を当該書類により確認しなければならないものとする。

10 非課税適用申告書を提出した者が、その提出後、当該非課税適用申告書に記載した氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める

5 同上

一 特定振替機関

社債等の振替に関する法律第一條第二項に規定する振替機関

(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされるものを含む。) のうち、振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

三 同上

四 適格外国仲介業者

外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち次に掲げる要件を満たす者として政令で定めるところにより第一項第一号に規定する税務署長の承認を受けた者をいう。

イ その者の業務として政令で定めるところにより他の者のために国債の振替を行うことができる者であること。

ロ 所得税法第一百六十二条に規定する条約 (租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。) の我が国以外の締約国 (次号において「条約相手国」という。) の者であること。

五～八 同上

6～8 同上

9 非課税適用申告書の提出をする者は、その提出をする際、当該非課税適用申告書の提出をする特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長にその者の外国人登録証明書、法人の登記簿の抄本その他他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該非課税適用申告書の提出を受けた特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている氏名又は名称及び住所 (第二項の規定の適用がある場合にあつては、氏名又は名称及び住所並びに適格外国証券投資信託の名称) を当該書類により確認しなければならないものとする。

10 非課税適用申告書を提出した者が、当該非課税適用申告書を提出した後、氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該非課税適用申告書の提出をした特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める

定める事項を記載した申告書を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関とし、並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合は、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に支払を受ける当該振替国債の利子については、同項の規定は、適用しない。

第八項及び第九項の規定は、前項に規定する申告書を提出する者が当該申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第八項中「第一項第一号又は第二号」とあるのは「第十項」と、「非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号」とあるのは「同項に規定する申告書が第一項第一号」と、「当該非課税適用申告書又は所有期間明細書」とあるのは「当該申告書」と、第九項中

る者」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該申告書」と、「氏名」とあるのは「変更後の氏名」と読み替えるものとす。

特定振替機関等及び適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けた振替国債につき帳簿を備え、当該非課税適用申告書を提出した者の各人別に、政令で定めるところにより、当該振替国債につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者の各人別に、政令で定めるところにより、当該非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けた振替国債につき振替記載等がされた日その他の財務省令で

事項を記載した申告書を当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債の振替記載等に係る他の外国間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る外國間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に支払を受ける当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債の利子については、同項の規定は、適用しな

11 第九項の規定は、前項に規定する申告書を提出する者が当該申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第九項中「非課税適用申告書の提出をする者」とあるのは「次項に規定する申告書の提出をする者」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該申告書」と、「氏名」とあるのは「変更後の氏名」と読み替えるものとする。

12 特定振替機関等及び適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出して振替記載等を受けた振替国債及び当該非課税適用申告書の提出後振替記載等を受けた振替国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの振替国債の当該振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

13 非居住者又は外國法人が適格外國仲介業者の特定国外営業所等を通じて、非課税適用申告書を提出して振替国債の振替記載等を受ける場合及び当該非課税適用申告書の提出後振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外國仲介業者

定める事項を当該適格外国仲介業者が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を受けた特定振替機関等）に対し書面による方法その他政令で定める方法により通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、当該振替国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。

14 非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の中途において取得をした振替国債で次に掲げる要件（当該非居住者又は外国法人が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該振替国債が適格外国仲介業者から振替記載等を受けたものである場合には、当該振替国債に係る当該適格外国仲介業者の前項に規定する特定振替機関等。以下この項において同じ。）が当該振替国債につきその取得前の所有者（以下この項において「前所有者」という。）が振替記載等を受けた特定振替機関等である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）を満たしているもの（以下この項において「通算対象国債」という。）については、その者の当該通算対象国債に係る所有期間には当該通算対象国債の前所有者の当該通算対象国債に係る所有期間を含むものとする。

一 非居住者、外国法人、所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人若しくは同法第十一条第三項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託の受託者又は第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）、同条第二項に規定する証券業者等（内国法人に限る。）若しくは同条第三項に規定する内国法人により所有されていた振替国債（非居住者又は外国法人により所有されていた振替国債については、政令で定めるものに限る。）で、その取得の直前においてこれらの人々が振替記載等を受けていたものであること。

二 当該非居住者又は外国法人がその取得後引き続き振替記載等を受けている振替国債であること。

三 当該非居住者又は外国法人が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等が、当該振替国債の前所有者が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等から当該前所有者の当該振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項につき書面による方法その他政令で定める方法により通知を受けていること。

は、これらの振替国債につき、各人別に、政令で定めるところにより、これらの振替国債につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を書面による方法その他政令で定める方法により当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等に通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、これらの振替国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。

14 非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の中途において取得をした振替国債で次に掲げる要件（当該非居住者又は外国法人が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該振替国債が適格外国仲介業者から振替記載等を受けたものである場合には、当該振替国債に係る当該適格外国仲介業者の前項に規定する特定振替機関等。以下この項において同じ。）が当該振替国債につき、振替記載等を受ける特定振替機関等（当該振替国債が適格外国仲介業者又は当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債につき、振替記載等を受ける特定振替機関等。以下この項において同じ。）が当該振替国債のその取得前の所有者（以下この項において「前所有者」という。）が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）を満たしているもの（以下この項において「通算対象国債」という。）については、その者の当該通算対象国債に係る所有期間には当該通算対象国債の前所有者の当該通算対象国債に係る所有期間（政令で定める期間を含む。）を含むものとする。

一 当該振替国債が、非居住者、外国法人、所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人若しくは同法第十一条第三項に規定する公益信託の受託者又は第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）若しくは同条第二項に規定する証券業者等（内国法人に限る。）により所有されていた国債（非居住者又は外國法人により所有されていた振替国債については、政令で定めるものに限る。）で、その取得の直前において振替記載等を受けていたものであること。

二 当該振替国債がその取得後引き続き振替記載等を受けているものであること。

三 非居住者又は外国法人が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等が、当該振替国債の前所有者が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等から当該前所有者の当該振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項につき書面による方法その他政令で定める方法により通知を受けていること。

(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)

第八条 省略

2 証券業者、証券取引清算機関又は証券金融会社で政令で定めるもの（次項及び第五項において「証券業者等」という。）が支払を受ける公社債の利子で前項第一号に掲げるものについては、所得税法第百七十四条、第百七十五条、第百七十八条规定及び第二八条、第一百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

3 内国法人（金融機関、証券業者等その他政令で定める法人を除くものとし、公社債の主たる取引者として政令で定めるものに限る。第五項において同じ。）が支払を受けるものとして政令で定める公社債の利子で第一項第一号に掲げるものについては、所得税法第百七十四条、第百七十五条及び第二百十二条第三項の規定は、適用しない。

4 省略

5 前項の規定は、証券業者等又は内国法人が第一項第一号に規定する利子につき支払を受ける場合について準用する。この場合において、前項中「又は収益の分配のうち同項」とあるのは、「のうち第一項又は前項」と読み替えるものとする。

6 省略

（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）

第八条の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十六年一月一日以後に国内において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で次に掲げる受益証券の収益の分配に係るもの（以下この条において「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」という。）については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)

第八条 同上

2 証券業者又は証券金融会社で政令で定めるもの（第四項において「証券業者等」という。）が支払を受ける公社債の利子で前項第一号に掲げるものについては、所得税法第百七十四条、第百七十五条、第百七十八条、第百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

4 省略

5 前項の規定は、証券業者等が第一項第一号に規定する利子につき支払を受ける場合について準用する。この場合において、前項中「又は収益の分配のうち同項」とあるのは、「のうち第一項」と読み替えるものとする。

5 同上

（公募投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）

第八条の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が昭和六十三年四月一日以後に国内において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で次に掲げる受益証券の収益の分配に係るもの（以下この条において「公募投資信託等の収益の分配に係る配当等」という。）については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの（当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの）として政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の受益証券

一 省略

二 同上

二 省略

2 前項の規定は、所得税法第百六十四条规定第一項第一号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等で、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものについては、適用しない。

3 非居住者、内国法人又は外国法人が平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等（所得税法第百六十四条规定第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものにあつては、その者のこれらは第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものにあつては、その者のこれらに規定する事業に帰せられないものに限る。）に対する同法第百七十七条、第一百七十五条又は第一百七十九条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の十五の税率は、百分の十五の税率とする。

4 平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に対する所得税法第百八十二条又は第二百十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

5 平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者については、所得税法第二百二十四条规定第一項から第三項まで及び第二百一十五条第一項のうち当該私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に係る部分の規定は、適用しない。

（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）

第八条の三 居住者が、平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された前条规定各号に掲げる受益証券の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」という。）につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「支払の取扱者」という。）を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外私募公社債等運用投資信託等の配当等については、同法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 内国法人（所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人を除く。以下この条にお

三 同上

2 前項の規定は、所得税法第百六十四条规定第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける公募投資信託等の収益の分配に係る配当等で、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものについては、適用しない。

3 非居住者、内国法人又は外国法人が昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき公募投資信託等の収益の分配に係る配当等（所得税法第百六十四条规定第一項第二号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。）に対する同法第百七十七条、第一百七十五条又は第一百七十九条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

4 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき公募投資信託等の収益の分配に係る配当等に対する所得税法第百八十二条又は第二百十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

5 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき公募投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者については、所得税法第二百二十四条规定第一項から第三項まで及び第二百一十五条第一項のうち当該公募投資信託等の収益の分配に係る配当等に係る部分の規定は、適用しない。

（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）

第八条の三 居住者が、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された前条规定各号に掲げる受益証券の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外公募投資信託等の配当等」という。）につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「支払の取扱者」という。）を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外公募投資信託等の配当等については、同法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 内国法人（所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人を除く。以下この条にお

いて同じ。）は、平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定目的信託の受益証券の収益の分配に係る同法第二十四条第一項に規定する配当等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外投資信託等の配当等」という。）につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外投資信託等の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について次の各号に掲げる国外投資信託等の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を適用して所得税を課する。

一 国外私募公社債等運用投資信託等の配当等 百分の十五

二 国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等 百分の二十

3 平成十六年一月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外投資信託等の配当等の交付をする際、その交付をする金額（当該国外投資信託等の配当等が国外私募公社債等運用投資信託等の配当等である場合において、次項に規定する外国所得税の額があるときは、その額を加算した金額）に前項各号に掲げる国外投資信託等の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4 前二項の場合において、居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外投資信託等の配当等につきその支払の際に課される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）の額があるときは、次に定めるところによる。

一 当該国外投資信託等の配当等が国外私募公社債等運用投資信託等の配当等である場合には、当該国外所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外私募公社債等運用投資信託等の配当等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除するものとし、当該居住者に対する所得税法第九十五条の規定の適用については、ないものとする。

二 省略

6 第二項第二号に掲げる国外投資信託等の配当等につき第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外投資信託等の配当等を有する居住者につ

いて同じ。）は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定目的信託の受益証券の収益の分配に係る同法第二十四条第一項に規定する配当等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外投資信託等の配当等」という。）につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外投資信託等の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について次の各号に掲げる国外投資信託等の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を適用して所得税を課する。

一 国外公募投資信託等の配当等 百分の十五

二 国外公募投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等 百分の二十

3 昭和六十三年四月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外投資信託等の配当等の交付をする際、その交付をする金額（当該国外投資信託等の配当等が国外公募投資信託等の配当等である場合において、次項に規定する外国所得税の額があるときは、その額を加算した金額）に前項各号に掲げる国外投資信託等の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4 同上

一 当該国外投資信託等の配当等が国外公募投資信託等の配当等である場合には、当該国外所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外投資信託等の配当等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除するものとし、当該居住者に対する所得税法第九十五条の規定の適用については、ないものとする。

二 同上

6 第二項第二号に掲げる国外投資信託等の配当等につき第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外投資信託等の配当等を有する居住者につ

いは、当該国外投資信託等の配当等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外投資信託等の配当等が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは同号及び第二号に定めるところにより、第八条の五の規定を適用する。

一 当該国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の五第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。

二 当該国外投資信託等の配当等については、これを内国法人から支払を受けるものとみなす。

7 省略

第八条の四 削除

（特定投資法人の投資口の配当等に係る配当所得の分離課税等）

第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が国内において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人（その規約に同条第二十三項に規定する投資主の請求により同条第二十一項に規定する投資口（以下この条において「投資口」という。）の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われたものに限る。以下この条において「特定投資法人」という。）から支払を受けるもの（以下この条において「特定投資法人の投資口の配当等」

いは、当該国外投資信託等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（以下この項において「特定株式投資信託の配当等」という。）を除く。）が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外投資信託等の配当等（特定株式投資信託の配当等を除く。）が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは同号及び第二号に定めるところにより、当該国外投資信託等の配当等（特定株式投資信託の配当等に限る。）が内国法人から支払を受けるものであるときは第三号に定めるところにより、当該国外投資信託等の配当等（特定株式投資信託の配当等に限る。）が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは同号及び第四号に定めるところにより、第八条の六の規定を適用する。

一 当該国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の六第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。

二 当該国外投資信託等の配当等については、これを第八条の六第一項第一号に規定する内国法人から支払を受ける配当等とみなす。

三 当該国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の六第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。

四 当該国外投資信託等の配当等については、これを国内において第八条の六第一項第二号に規定する内国法人から支払を受ける特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等とみなす。

7 同 上

という。)については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかるらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 前項の規定は、所得税法第六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける特定投資法人の投資口の配当等で、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものについては、適用しない。

3 非居住者、内国法人又は外国法人が支払を受けるべき特定投資法人の投資口の配当等(所得税法第六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものについては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。)に対する同法第七十条、第七十五条又は第七十九条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

4 特定投資法人の投資口の配当等に対する所得税法第八十二条又は第二百三十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

5 特定投資法人の投資口の配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者については、所得税法第二百二十四条第一項及び第二百一十五条第一項のうち当該特定投資法人の投資口の配当等に係る部分の規定は、適用しない。

(株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税)

第八条の五 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和六十一年一月一日以後に国内において内国法人から所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(投資信託又は特定目的信託の収益の分配に係るもの及び前条第一項に規定する特定投資法人の投資口の配当等を除く。以下この条において「配当等」という。)の支払を受けるべき場合において、当該配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を当該内国法人を経由して納税地の所轄税務署長に提出したときは、その提出の日後において当該内国法人から支払を受けるべき配当等に係る配当所得については、当該配当等が次に掲げる配当等に該当する場合を除き、同法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかるらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の三十五の税率を適用して所得税を課する。この場合において、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

- 一 その者がその配当等に係る事業年度終了の日（当該配当等が所得税法第二十
五条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る
配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式
（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人にあ
つては、発行済みの投資口（同条第二十一項に規定する投資口をいう。以下こ
の号において同じ。））の総数又は出資金額の百分の五以上に相当する数又は
金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する場
合において、当該内国法人から支払を受けるべき配当等
- 二 内国法人から支払を受けるべき配当等で一回に支払を受けるべき金額が二十
五万円（当該配当等の計算の基礎となつた期間が一年以上であるときは、五十
万円）以上であるもの
- 2 居住者が、昭和六十一年一月一日以後に国外において発行された株式に係る配
当等（第九条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において
同じ。）の支払を受けるべき場合において、政令で定めるところにより、当該配
当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省
令で定める事項を記載した申告書を当該配当等の同条第二項に規定する支払の取
扱者を経由して納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該配当等に係る配当
所得については、その一回に支払を受けるべき金額（同条第三項の規定の適用を
受ける配当等にあつては、同項に規定する控除した後の金額。以下この項におい
て同じ。）が二十五万円（当該配当等の計算の基礎となつた期間が一年以上であ
るときは、五十万円）以上であるものを除き、所得税法第二十二条及び第八十九
条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、当該支払を受けるべき金額に対し百
分の三十五の税率を適用して所得税を課する。
- 3 第一項の規定の適用を受ける配当等に対する所得税法第八十二条若しくは第
二百十三条の規定又は前項の規定の適用を受ける配当等に対する第九条の二第二
項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分
の三十五の税率とする。
- 4 第一項に規定する申告書は、同項の規定の適用を受けようとする配当等に係る
最初の事業年度終了の日から起算して十五日を経過した日までに提出しなければ
ならない。
- 5 第一項又は第二項の場合において、これらの規定に規定する申告書をその提出
の際に経由すべき内国法人又は同項に規定する支払の取扱者が受け取ったときは
、当該申告書は、その受け取った日においてこれらの規定に規定する税務署長に

提出されたものとみなす。

- 6 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける配当等で、その者の国内において行う事業に帰せられないものとして政令で定めるものについては、適用しない。

- 7 前三項に定めるもののほか、第一項の申告書を提出した居住者又は非居住者が、その提出後、当該申告書の提出の際に経由した内国法人から支払を受ける配当等に係る配当所得につき同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続、同項又は第二項の規定の適用を受けた配当等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他第一項及び第二項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

(確定申告を要しない配当所得)

第八条の五 平成十五年四月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項各号に掲げる受益証券の収益の分配に係る配当等その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「配当等」という。）で次に掲げるものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第二十条、第二百二十三条若しくは第二百二十七条（これは第二百二十七条（これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額又は同法第二百二十二条第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額の計算上当該配当等に係る配当所得の金額を除外したところにより、同法第二十条から第二百二十七条まで（これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。）の規定を適用することがで

第八条の六 平成七年四月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（以下この条において「配当等」という。）で次に掲げるものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第二十条、第二百二十三条若しくは第二百二十七条（これらは第二百二十七条（これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額又は同法第二百二十二条第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額の計算上当該配当等に係る配当所得の金額を除外したところにより、同法第二十条から第二百二十七条まで（これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。）の規定を適用することがで

(確定申告を要しない配当所得)

一 内国法人から支払を受ける配当等（次号から第五号までに掲げるものを除く。）で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が五万円（当該配当等の計算の基礎となつた期間が一年以上であるときは、十万円）以下であるもの
二 内国法人から支払を受ける上場株式等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。）の配当等（次号から第五号までに掲げるものを除く。）のうち、その配当等に係る事業年度終了の日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資

一 内国法人から支払を受けるべき配当等（第八条の二第一項に規定する公募投資信託等の収益の分配に係る配当等、特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等その他の政令で定める投資信託又は特定目的信託の収益の分配に係る配当等及び第八条の四第一項に規定する特定投資法人の投資口の配当等を除く。以下この号において同じ。）で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が五万円（当該配当等の計算の基礎となつた期間が一年以上であるときは、十万円）以下であるもの
二 内国法人から支払を受けるべき特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等（国外において支払われるものを除く。）で、その年に支払を受けるべき金

法人をいう。同号及び第九条の三第一項第三号において同じ。)にあつては、

発行済みの投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項第二十一項に規定する投資口をいう。以下この号、第五号及び第九条の三第一項第三号において同じ。)。第九条の三第一項第一号において同じ。)の総数又は出資金額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式(投資口を含む。以下この章において同じ。)又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

三 内国法人から平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募(証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。)により行われたもの(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配に係る配当等

四 内国法人から支払を受ける特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等

五 特定投資法人(その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十ニ項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められておりかつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。)から平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき投資口の配当等

2 前項に規定する居住者又は非居住者の平成十五年以後の各年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定(当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。)をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する配当所得の金額及びこれに係る配当控除の額は、これらの条に規定する課税標準等及び税額等には含まれないものとする。

3 第一項各号に掲げる配当等のうち政令で定めるものに係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例については、政令で定める。

(配当控除の特例)

第九条 個人の各年分の総所得金額のうちに次に掲げる配当等(所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。以下この条において同じ。)に係る配当所得がある場合には、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

額の合計額が十万円以下であるもの

2 前項に規定する居住者又は非居住者の平成七年以後の各年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定(当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。)をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する配当所得の金額及びこれに係る配当控除の額は、これらの条に規定する課税標準等及び税額等には含まれないものとする。

3 第一項に規定する配当等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例については、政令で定める。

(配当控除の特例)

第九条 同上

一 第八条の二第一項の規定の適用を受ける同項第一号に掲げる受益証券(投資

一 第八条の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する公募投資信託等の収

信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託（次号において「外国投資信託」という。）の受益証券を除く。）の収益の分配に係る配当等

二 第八条の三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等（第八条の二第一項第一号に掲げる受益証券（外国投資信託の受益証券に限る。）の収益の分配に係るもの及び同項第二号に掲げる受益証券の収益の分配に係るもの）を除く。）

三一八 省略

二一四 省略

（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）

第九条の二 省略

二一四 省略

五 国外株式の配当等につき第一項の規定により所得税が徴収されるべき場合には

、当該国外株式の配当等を有する居住者については、次に定めるところにより、第八条の五の規定を適用する。

一 当該国外株式の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額（第三項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した後の金額）

については、当該金額を第八条の五第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。

二 当該国外株式の配当等については、これを内国法人から支払を受けるものとみなす。

六 省略

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例）

第九条の三 平成十五年四月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一

項に規定する配当等（以下この条において「配当等」という。）で次に掲げるものに係る同法第七十条、第七十五条、第七十九条、第一百八十二条及び第二百十三条の規定並びに第八条の三第二項及び第三項並びに前条第一項及び第二項の規定の適用については、同法第七十条、第七十五条第二号、第一百七十九条第一号、第一百八十二条第二号並びに第二百十三条第一号及び第二项第一号の規定並びに第八条の三第二項第一号並びに前条第一項及び第二項の規定に規定

益の分配に係る配当等（同項第二号に掲げる受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託の受益証券に限る。次号において同じ。）の収益の分配に係るもの及び第八条の二第一項第三号に掲げる受益証券の収益の分配に係るもの）を除く。）

二 第八条の三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する国外公募投資信託等の配当等（第八条の二第一項第二号に掲げる受益証券の収益の分配に係るもの及び同項第三号に掲げる受益証券の収益の分配に係るもの）を除く。）

三一八 同上

二一四 同上

（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）

第九条の二 同上

二一四 同上

五 国外株式の配当等につき第二項の規定により所得税が徴収されるべき場合には

、当該国外株式の配当等を有する居住者については、次に定めるところにより、第八条の六の規定を適用する。

一 当該国外株式の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額（第三項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した後の金額）

については、当該金額を第八条の六第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。

二 当該国外株式の配当等については、これを第八条の六第一項第一号に規定する内国法人から支払を受ける配当等とみなす。

六 同上

する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

一 上場株式等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。）の配当等（次号及び第二号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）で、その配当等に係る内国法人の事業年度終了の日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式又は出資をする個人以外の者が支払を受けるもの

二 平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

三 平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。）の投資口の配当等

前項の場合において、同項各号に掲げる配当等が平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものであるときは、当該配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）

第九条の四 省略

2 所得税法第七条第一項第四号、第一百七十四条、第一百七十五条及び第二百十二条第三項の規定は、内国法人である信託会社（同法第一百七十六条第一項に規定する信託会社をいう。）が、証券投資信託以外の投資信託（その設定に係る受益証券の募集が第八条の五第一項第三号に規定する公募により行われたものに限る。）の信託財産に属する公社債等につき国内において利子等又は配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）

第九条の三 同上

2 所得税法第七条第一項第四号、第一百七十四条、第一百七十五条及び第二百十二条第三項の規定は、内国法人である信託会社（同法第一百七十六条第一項に規定する信託会社をいう。）が、証券投資信託以外の投資信託（その設定に係る受益証券の募集が第八条の二第一項第一号に規定する公募により行われたものに限る。）の信託財産に属する公社債等につき国内において利子等又は配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

第九条の五 省略

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第四項において準用する場合を含む。) の規定の適用については、第三十七条の十第四項中「の金額」とあるのは、「の金額(第九条の五第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

(試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除)

第十条 青色申告書を提出する個人の昭和四十三年から平成十八年までの各年(昭和四十三年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。)及びその事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「適用年」という。)の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)が、当該個人の比較試験研究費の額を超えて、かつ基準試験研究費の額を超える場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該比較試験研究費の額を超える部分の金額の十五に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額(以下この項から第六項までにおいて「事業所得に係る所得税額」という。)の百分の十二に相当する金額(当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額がある場合には、当該百分の十二に相当する金額に当該特別試験研究費の額の十五に相当する金額を加算した金額と当該事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十四に相当する金額とのいづれか少ない金額。以下この項において同じ。)を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十二に相当する金額を限度とする。

2 青色申告書を提出する個人のその年分(前項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。)の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の当該試験研究費の額の百分の十(試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第四項(第三十七条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十七条の十第四項中「の金額」とあるのは、「の金額(第九条の四第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

(試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除)

第十一条 青色申告書を提出する個人の昭和四十三年から平成十五年までの各年(昭和四十三年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。)及びその事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「適用年」という。)の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)が、当該個人の比較試験研究費の額を超えて、かつ基準試験研究費の額を超える場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から当該比較試験研究費の額を超える部分の金額の十五に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十二に相当する金額(当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額がある場合には、当該百分の十二に相当する金額に当該特別試験研究費の額の十五に相当する金額を加算した金額と当該事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十四に相当する金額とのいづれか少ない金額。以下この項において同じ。)を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十二に相当する金額を限度とする。

2 青色申告書を提出する個人のその年分(前項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。)の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の当該試験研究費の額の百分の十(試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満

の端数があるときは、「それを切り捨てた割合」。次項において「試験研究費の総額に係る税額控除割合」という。)に相当する金額(以下この項及び第八項第七号において「税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 青色申告書を提出する個人のその年分(第一項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。)の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別共同試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の当該特別共同試験研究費の額に税額控除割合(百分の十二)から当該年分の試験研究費の総額に係る税額控除割合を控除したもの)を乗じて計算した金額(以下この項及び第八項第七号において「共同研究税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該共同研究税額控除限度額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額から所得税額基準控除済金額(前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額をいう。)を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人のその年分(第一項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。)の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(当該試験研究費の額のうち第十一条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として必要経費に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。)がその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された試験研究費の額を超える場合において、当該個人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年において第二項又は前項の規定によりその年の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 政令で定める中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するもののその年分(前各項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。)に

2 政令で定める中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものの昭和六十年から平成十五年までの各年分(事業を廃止した日の属する年分を除く。)に

。)の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の百分の十二に相当する金額(以下この項及び第八項第八号において「中小企業者税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該中小企業者税額控除限度額が、その年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6

青色申告書を提出する個人のその年分(第一項から第四項までの規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。)の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(当該試験研究費の額のうち第十一条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として必要経費に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。)がその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された試験研究費の額を超える場合において、当該個人が繰越中小企業者税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越中小企業者税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該個人のその年ににおける繰越中小企業者税額控除限度超過額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年において前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7

第二項若しくは第三項に規定する個人又は第五項に規定する個人の平成十五年から平成十八年までの各年分における第二項、第三項又は第五項の規定の適用については、第二項中「百分の十」(とあるのは「百分の十二」)と、「百分の八」とあるのは「百分の十」と、第三項及び第五項中「百分の十二」とあるのは「百分の十五」とする。

8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・三 省略

四 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関と共同して行う試験研究、大学と共同して行う試験研究その他政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

おいて、当該各年分(前項の規定の適用を受ける年分を除く。)のうちにその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額のある年分がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、当該年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の百分の六(平成十年から平成十五年までの各年分については、百分の十)に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、その年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は当該百分の十五に相当する金額を限度とする。

3

同上

四 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうちエネルギーの使用の合理化、特定物質の使用の合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究、国の試験研究機関と共同して行う試験研究その他政令で

定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

五 試験研究費割合 その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の平均売上金額（その年分及びその年前三年以内の各年分の売上金額（棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）に対する割合をいう。

六 特別共同試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関又は大学

と共同して行う試験研究、國の試験研究機関又は大学に委託する試験研究その他政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

七 繰越税額控除限度超過額 第四項に規定する個人のその年の前年（当該前年

分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額をいう。

八 繰越中小企業者税額控除限度超過額 第六項に規定する個人のその年の前年

（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における中小企業者税額控除限度額のうち、第五項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。

省略

10 9 |

第一項、第二項及び第三項又は第五項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

11 |

第四項又は第六項の規定は、第二項若しくは第三項又は第五項の規定の適用を受けた年分及びその翌年分の確定申告書に第四項又は第六項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第四項又は第六項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

12 | 第八項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する個人が同項に規定

5 | 4 |
同上

第一項又は第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

6 | 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する個人が同項に規定する事業所得

する事業所得を生ずべき事業を適用年の五年前の年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における同年から当該適用年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の計算その他同項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 | その年分の所得税について第一項から第七項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条（試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除）」とする。

(工エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の二 青色申告書を提出する個人が、平成四年四月一日から平成十六年三月三十日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備」という。）を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を作成し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合及び第一号に掲げる減価償却資産を電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合を除くものとし、第四号に掲げる減価償却資産にあつては、同号に規定する個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第八項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下る

を生ずべき事業を適用年の五年前の年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における同年から当該適用年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 | その年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条（試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除）」とする。

(工エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の二 同 上

ことはできない。

一・三 省略

四 前条第五項に規定する中小企業者に該当する個人が取得し、又は製作する機械その他の減価償却資産のうち第一号又は第二号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

省略

3 2

前条第五項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、指定期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー需給構造改革推進設備を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を作成し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー需給構造改革推進設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めることにより、その事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 1 9 省略

(中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の三 第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十年六月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（第三項及び第四項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（第一号に掲げる減価償却資産については、政令で定める規模のものに限る。以下この項から第四項まで及び第七項において「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用（第三号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下こ

一・三 同上

四 前条第二項に規定する中小企業者に該当する個人が取得し、又は製作する機械その他の減価償却資産のうち第一号又は第二号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

同上

3 2

前条第二項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、指定期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー需給構造改革推進設備を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を作成し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー需給構造改革推進設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めることにより、その事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 1 9 同上

の条において「供用年」という。) の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第三号に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 機械及び装置並びに器具及び備品(器具及び備品については、事務処理の能

率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。)

二 車両及び運搬具(貨物の運送の用に供される自動車で輸送の効率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。)

三 政令で定める海上運送業の用に供される船舶

2 前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とができる。

3 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第六項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額(次項及び第五項において「事業所得に係る所得税額」という。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたこ